

滋賀県産地競争力の強化対策事業費等補助金交付要綱
(産地基幹施設等支援タイプ)

平成17年4月1日付け滋農経第227号

滋賀県農政水産部長通知

改正	平成18年4月	3日	滋農経第311号
改正	平成20年4月	1日	滋農経第355号
改正	平成21年4月	1日	滋農経第383号
改正	平成22年5月	28日	滋農経第442号
改正	平成24年4月	6日	滋農経第375号
改正	平成25年5月	16日	滋農経第493号
改正	平成26年3月	14日	滋農経第174号
改正	平成27年4月	9日	滋農経第369号
改正	平成31年4月	22日	滋農経第375号
改正	令和2年4月	22日	滋農経第392号
改正	令和2年7月	10日	滋農経第553号

(趣旨)

第1条 知事は、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）に基づき、市町および農業団体等（以下「市町等」という。）が行う実施要綱別表1のI産地基幹施設等支援タイプ（第3関係）の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる事業および経費ならびに補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3条 別表のメニューに掲げるI、IIおよびIIIの経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業実施計画)

第4条 事業実施主体等は、実施要綱第4の1（都道府県向け交付金）に規定する事業実施計画を別記様式1号により作成し、実施要綱第4の1の実施手続により知事に提出（提出様式：別記様式第2号）し、その承認を受けるものとする。

(交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第3号）の添付書類、提出部数および提出期日は次のとおりとする。

(1) 添付書類

ア 規則第3条第1項第1号の規定による事業計画書および補助事業等に係る収支予算書(別記様式第4号)。ただし、計画承認の事業内容から変更がない場合には事業計画書は不要とする。

イ 実施設計書

ウ その他前記アの事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類

エ 前記アからウまでに掲げるもの以外で、知事が必要と認める書類

(2) 提出部数

正副2部とする。

(3) 提出期日

毎年度知事が別に定める日までとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の内、消費税法(昭和63年法律108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(事業の変更)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、別表に掲げる重要な変更をしようとするとき、または成果目標に関する内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書(別記様式第5号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(入札結果・着手および完了の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときおよび完了したときは、入札結果・工事着手報告書および工事完了報告書(別記様式第6号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定による事業遂行状況報告書(別記様式第7

号)を、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において作成し、当該年度の1月20日までに正副2部を知事に提出するものとする。

ただし、知事は補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

第10条 補助事業者は、規則第15条の第2項に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第8号)によるものとする。

(指 示)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を求めなければならない。

2 前項の指示を求める場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第9号)の添付書類、提出部数は第5条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第5条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。

(補助金の返還等)

第13条 規則第16条に定めるものの他、第5条第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前条第2項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第11号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 事業実施主体等は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、別記様式第11号により、知事に報告しなければならない。

(事業実施状況報告)

第14条 事業実施主体は、実施要綱第7の1(都道府県向け交付金)に規定する事業実

施状況を別記様式第12号により作成し、第4条の手續に準じて知事に報告（報告様式：別記 様式第13号）するものとする。

（書類の提出）

第15条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（標準処理期間）

第16条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

（競争入札等）

第17条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

2 市町を除く補助事業者は、前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記様式第14号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第18条 市町は、事業実施主体に補助金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日に改正し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日に改正し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日に改正し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日に改正し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日に改正し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日に改正し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日に改正し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日に改正し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 産地競争力の強化に向けた総合的推進(耕種作物等)	A 整備事業					
	1 事業費 実施要綱別表1のIに掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 実施要綱別表に掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	当該補助対象事業費の－	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用 2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額の30%を超える経費の増減	1 事業の新設または廃止(中止) 2 事業実施主体の変更 3 設置場所の変更
	2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	当該補助対象事業費の1/2以内	当該補助対象事業費の－	当該補助対象事業費の1/2以内		

別表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
II 産地競争力の強化に向けた総合的推進(畜産物)	A 整備事業					
	1 事業費 実施要綱別表1のIに掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 実施要綱別表に掲げる事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	当該補助対象事業費の—	当該補助対象事業費の1/2以内 (ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)	1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用 2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額を30%を超える経費の増減	1 事業の新設または廃止(中止) 2 事業実施主体の変更 3 設置場所の変更

別 表(第2条、第3条、第7条関係)

メニュー	経 費	補助率			重要な変更	
		国	県	計	経費の配分の変更	事業の内容の変更
III	A 整備事業					
食品流通拠点施設整備の推進	<p>1 事業費 実施要綱および卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>当該補助対象事業費の4/10以内</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)</p>	<p>当該補助対象事業費の-</p>	<p>当該補助対象事業費の4/10以内</p> <p>(ただし、別記1に交付率等の定めがある場合にあっては、その率または額以内とする。)</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用</p> <p>2 間接補助事業者相互間における当該間接補助金のいずれか低い額の30%を超える経費の増減</p>	<p>1 事業の新設または廃止(中止)</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 設置場所の変更</p>